

# グループホーム美山 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人足羽福祉会が、老人福祉法並びに介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業として設置経営するグループホーム美山（以下「事業所」という。）が行う事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員及び介護職員等の職員が、入居する要介護（介護予防にあつては要支援2）者であつて、且つ認知症の状態にある利用者に対し、認知症対応型共同生活介護支援計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護支援計画（以下「認知症対応型共同生活介護支援計画」という）に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。さらに、必要に応じて居宅における日常生活が可能かどうか検討し、退居が必要な利用者には適切な指導援助等を行う。

2 事業所は、第11条に規定する認知症対応型共同生活介護支援計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が継続したものとなるよう配慮しながら、利用者が社会関係を築き、自立した日常生活を営む事が出来るよう介護サービスを提供する。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、事業所の職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

4 本事業の運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保険・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5 事業所は、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

6 事業所は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

7 認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「認知症対応型共同生活介護サービス」という）の提供に当たっては、利用者の人権に十分配慮し、心身の虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、利用者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 グループホーム美山

(2) 所在地 福井県福井市美山町6字1番

## (職員の職種及び員数)

第4条 事業所の職員の職種、員数は次のとおりとする。

職 種	配置職員（常勤換算）	職 種	配置職員（常勤換算）
管理者	1名（常勤兼務）	計画作成担当者	1名（常勤兼務）
介護職員	常勤換算で3名以上	その他の職員	必要数

2 上記の職員は認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「認知症対応型共同生活介護事業」という）を合わせた職員とする。

## (職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、事業所を代表し、事業運営を統轄するとともに、自らも認知症対応型共同生活介護サービスを提供する。

(2) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者及びその家族の希望や相談により要介護認定申請及び更新にかかる援助、認知症対応型共同生活介

護支援計画作成と評価、入退居にかかる援助などを主な業務とし、利用者の自立生活を支援する。

- (3) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じて食事、排泄、入浴その他、日常生活上の世話など認知症対応型共同生活介護支援計画に基づいた介護サービスを提供するとともに、家族との連携・交流の援助を行う。

(入居の定員)

第6条 事業所の入居定員は9名とする。

- 2 上記の定員は認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を合わせた定員とする。

(入居手続き等)

第7条 事業所は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得る。

- 2 事業所は、介護サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。
- 3 事業所は、介護サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(入退居)

第8条 認知症対応型共同生活介護事業の対象者は、要介護者（介護予防にあっては要支援2）であって認知症の状態にあり、且つ、次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 精神状態が安定していること。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- (4) 主治の医師の診断書等により当該利用者が認知症であることが確認できること。
- 2 事業所は、正当な理由なく介護サービスの提供を拒んではならない。
- 3 事業所は、入居申込者の入居に際し、その者の心身状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 4 事業所は、災害その他やむを得ない事情がある以外は、入居定員及び居室定員を超えて入居させてはならない。
- 5 事業所は、入居申込者が入院加療を要する者または継続的な医療が必要な者等、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた時に、速やかに医療機関を紹介する等の適切な措置を講じる。
- 6 事業所は、利用者の心身の状況に照らし、要介護認定の結果等を踏まえ、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて検討する。
- 7 事業所は、利用者の心身の状況及び環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対し、利用者及び家族の意向、退居後の生活環境等を踏まえた上で、退居に必要な援助を行う。
- 8 事業所は、利用者の退居に際し、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者との密接な連携に努める。

(要介護認定の援助)

第9条 事業所は、介護サービスの提供の開始に際し、入居申込者について要介護認定の申請を確認し、未申請の場合は入居申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助する。

- 2 事業所は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、利用者に対し援助する。

(利用料その他費用)

第10条 認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該認知症対応型共同生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した認知症対応型共同生活介護サービスの1割(介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合)とする。

- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

- (1) 居住費〔個室・水道光熱費〕 2,020円(1日当り)
- (2) 食費〔食材料費・調理費用〕 1,500円(1日当り)

- (3) 利用者の身の回り品として日常生活に必要なものを事業所が提供する場合に係る費用〔個人用の日用品費として、おむつ・歯ブラシ・化粧品など〕 実費
  - (4) 理美容代〔業者による有料散髪〕 実費
  - (5) 入居・退居の送迎費用 片道2時間以上1kmごとに50円
  - (6) 喫茶利用料 実費
  - (7) 利用者の選定する特別な食事〔食材費〕 水分補給100円 その他実費
  - (8) 利用者の希望による教養娯楽として日常生活に必要なものを事業所が提供する場合に係る費用〔クラブ活動等の材料費等〕 実費
  - (9) 利用者の希望による外出・買い物・行楽等に係る費用〔交通費等〕 実費
  - (10) 健康管理費 実費
  - (11) 私物及び個人専用使用の介護用品の洗濯代〔外部に取り継ぐ場合のクリーニング代〕 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。
- 4 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容および金額を変更することがある。
- 5 前項の変更を行う場合は、変更の一ヶ月以上前に利用者またはその家族に対し変更内容について文書により説明したうえで、変更に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 前項費用の支払は、現金又は利用者の指定する口座より、指定期日までに受ける。

(認知症対応型共同生活介護サービス計画の作成)

- 第11条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護サービス計画(以下「介護支援計画」)の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は、介護支援計画の作成にあたり、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護支援計画上に位置づけるよう努める。
- 3 計画作成担当者は、介護支援計画の作成にあたり、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画作成担当者は、解決すべき課題の把握にあたっては、利用者およびその家族に面接して行う。この場合においては、その趣旨を利用者およびその家族に対して充分の説明と同意を得る。
- 5 計画作成担当者は、利用者の希望および利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した介護支援計画の原案を作成する。
- 6 計画作成担当者は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該介護支援計画の原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 7 計画作成担当者は、介護支援計画の原案について、利用者またはその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 8 計画作成担当者は、介護支援計画を作成した際には利用者に交付する。
- 9 計画作成担当者は、介護支援計画の作成後においても、他の介護職員及び利用者が介護支援計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護支援計画の変更を行うものとする。サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画変更を行う。
- 10 計画作成担当者は、介護支援計画の実施状況にあたっては、利用者および、その家族並びに担当者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、①定期的な利用者との面接②定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 11 計画作成担当者は、利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護支援計画の変更の必要性について担当者から専門的な意見を求める。
- 12 計画作成担当者は、介護支援計画に関する業務の他、利用者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資する為、居宅介護支援事業者に対して情報を提供する等の業務を行う。

(短期利用共同生活介護)

- 第12条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用する空床利用(以下「空床

利用」という。)と定員を超えた特例利用(以下「特例利用」という。)の短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の特例利用の定員は1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の空床利用は、あらかじめ30日以内とし、特例利用は7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とした利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の空床利用は、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 短期利用共同生活介護の特例利用は、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する居宅介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合である為、居宅サービス計画に位置付けられていないので、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 6 短期利用共同生活介護の空床利用は、利用者が入院等の為に長期にわたり不在となる場合、利用者及び家族の同意を得て、空床利用の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については利用者ではなく、空床利用者が負担するものとする。
- 7 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(サービス提供の記録)

第13条 事業所は介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

- 2 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を利用者の被保険者証に記載する。

(利用者に対するサービスの内容)

第14条 事業所は、介護支援計画に基づき、利用者の要介護(介護予防にあっては要支援)状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

- 2 事業所は、サービスの提供にあたっては、認知症対応型共同生活介護サービス計画に基づいて漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業所の職員は、サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族から求められた時は、理解しやすいように説明する。
- 4 事業所は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。
- 5 事業に係る認知症対応型共同生活介護サービス内容は次のとおりとする。
  - (1) 介護…利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。
    - ア 利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
    - イ 身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供
    - ウ 排泄の自立についての必要な支援
    - エ おむつ利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
    - オ 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援
  - (2) 食事の提供…利用者の食事その他の家事は、原則として利用者及び介護職員が共同で行うよう努めるものとする。また、必要に応じて治療食などを連携施設の栄養士の指導のもとで提供する。利用者が通常のメニューの他に希望する特別な食事などについては健康に充分配慮すると共に、家族の同意を得たうえで提供する。
  - (3) 機能訓練…利用者の心身の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の改善または維持のための訓練。
  - (4) 健康管理…常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持の為に適切な措置を講ずる。
  - (5) 相談援助…常に利用者の心身の状態、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談、助言と必要な援助を行う。
  - (6) 社会生活上の便宜の提供等…常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機

会を確保するよう努めるとともに、必要に応じて行政機関における諸手続きなどの代行事務など、日常生活におけるいろいろな便宜を供与する。

(7) その他…事業所の目的、運営の方針に係る必要な援助。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

(身体拘束の廃止)

第16条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

- 2 事業所は緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- 3 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族等にできる限り詳細に説明する。
- 4 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束をおこなう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(入居にあたっての留意事項)

第17条 利用者は、事業所から認知症対応型共同生活介護サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 火災防止に努め、指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (2) 暴力、喧嘩などによる迷惑行為、設備などの汚損、破壊行為をしないこと。
- (3) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申しでること。
- (4) 利用者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、事業所へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。
- (5) 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。
- (6) 利用者は努めて健康に留意し、事業所が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。
- (7) 利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。
- (8) 利用者が、故意又は過失によって事業所の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。
- (9) その他、管理者が管理上支障であると認めた事項。

(勤務体制の確保)

第18条 事業所は、利用者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護サービスその他のサービスを提供する為、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

- 2 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第19条 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に職員に周知する。

- 2 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに火災の場合

は、初期消火に努めることとする。

- 3 事業所は、非常災害に備えて防災計画を策定し、防火管理者または、火気、消防などについての責任者を定め、地域住民参加型の避難訓練その他必要な訓練と消防用設備の点検をそれぞれ年2回行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えて緊急連絡体制、食料や設備の備蓄を整備するとともに、冷房設備、暖房設備の定期点検を行う。

(衛生管理)

第20条 事業所は、サービス提供に使用する機器備品類を常に清潔に保持するための衛生管理を次のとおり行う。

- (1) 共用空間の清掃及び害虫駆除は必要に応じて業者委託にて管理する。
- (2) 医療品及び医療用具は協力医の指導の下、併設事業の看護職員が適正管理する。
- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生、蔓延しないように次の措置を講じる。
  - (1) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針の整備。
  - (2) 給食サービス及び設備は給食管理マニュアルに基づいて実施。
  - (3) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会及び介護職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。
  - (4) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止対策を職員に周知徹底する体制の整備。

(協力病院)

第21条 事業所は、治療を必要とする場合の為に、次のとおり協力医療機関を定める。

医療機関名 貴志医院

住 所 福井市市波町24-5

- 2 事業所は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

歯科医療機関名 ヒロ歯科クリニック

住 所 福井市文京2丁目17-1

(秘密の保持)

第22条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、職員であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

- 第23条 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者または、その職員に対し、当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者または、その職員から当該事業所から退居者紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第24条 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護サービスに関し、法第23条の規定による市町が行う文書その他の物件若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。
- 4 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の内容の改善の内容を市町に報告する。

(事故発生時の対応)

第25条 事業所は、事故発生及び再発することを防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応及び事故発生防止のための指針の整備。
  - (2) 事故が発生した時又は、それに到る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
  - (3) 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。
- 2 事業所は、利用者に対し、認知症対応型共同生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じ、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
  - 3 事業所は、利用者に対し、認知症対応型共同生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第 26 条 事業所は、職員、設備および会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完了の日から 5 年間保存する。
  - (1) 介護支援計画
  - (2) 具体的なサービス内容等の記録
  - (3) 身体拘束等の態様及び期間、その際の利用者の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
  - (4) 市町への通知に係る記録
  - (5) 苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(運営推進会議)

第 27 条 認知症対応型共同生活介護事業が地域に密着し、地域に開かれたものにする為、運営推進会議を開催する。

- 2 営推進会議の開催は、おおむね 2 か月に 1 回以上の開催とする。
- 3 運営推進会議の構成委員は、利用者・利用者家族・地域住民の代表・民生委員・地域包括センター職員等、認知症対応型共同生活介護事業について、知見を有するもので構成する。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すると共に、当該記録を公表する。

(その他運営に関する事項)

第 28 条 事業所は、見易い場所に運営内容、勤務体制、利用料、その他サービス内容及び協力病院に関する事項を掲示しておく。

- 2 事業所は、本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。
- 3 この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する必要事項は、当法人の理事長と施設長及び管理者が協議して定める。

附 則 この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

# 小規模多機能型居宅介護事業所 美山 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人足羽福祉会が、老人福祉法並びに介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業として設置経営する小規模多機能型居宅介護事業所美山（以下「事業所」という。）が行う事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員及び看護・介護職員等の職員が、要介護（介護予防にあつては要支援）状態にある利用者に対し、居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いを中心として、利用者の態様や希望に応じて訪問や宿泊を柔軟に組み合わせたサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。
- 2 事業所は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮すると共に、小規模多機能型居宅介護支援計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護支援計画（以下「小規模多機能型居宅介護支援計画」という）に基づいて、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるように必要な支援を行うものとする。
  - 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、事業所の職員は、利用者の人格を尊重し、及び利用者のプライバシーの確保に配慮しながら、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
  - 4 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下「小規模多機能型居宅介護サービス」という）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - 5 事業所は、本事業の運営にあたっては市町、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
  - 6 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、利用者の人権に十分配慮し、心身の虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、利用者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。
  - 7 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携に努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能型居宅介護事業所美山
- (2) 所在地 福井県福井市美山町6字1番

## (職員の職種及び員数)

第4条 事業所の職員の職種、員数は次のとおりとする。

職 種	配置職員（常勤換算）	職 種	配置職員（常勤換算）
管理者	1名（常勤兼務）	介護支援専門員	1名（常勤兼務）
介護職員	通いの利用者3人に対して、常勤換算で1名以上、うち看護職員1名以上及び訪問サービスを担当する常勤職員2名以上		

- 2 上記の職員は小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「小規模多機能型居宅介護事業」という）を合わせた職員とする。

## (職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所を代表し、事業運営を統轄すると共に、自らも小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。



- (2) 介護支援専門員は、登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者及びその家族の希望や相談により要介護認定申請及び更新にかかる援助、小規模多機能型居宅介護支援計画作成と評価などを主な業務とし、利用者の自立生活を支援する。
- (3) 介護職員は、登録者の居宅を訪問して、食事、排泄、入浴その他、日常生活上の世話など小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。また、家族との連携・交流の援助も行う。
- (4) 看護職員は、小規模多機能型居宅介護サービスを提供すると共に、かかりつけ医及び協力医療機関と連携して登録者の健康管理を支援する。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は365日とする。
- (2) 営業時間帯  
通いサービス： 午前7時から午後9時  
訪問サービス： 24時間  
宿泊サービス： 午後9時から午前7時

(利用の定員)

第7条 事業所の登録定員は29人とする。

- (1) 通いサービスの定員は18人とする。
  - (2) 宿泊サービスの定員は9人とする。
- 2 上記の定員は小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を合わせた利用定員とする。

(小規模多機能型居宅介護サービスの内容)

第8条 小規模多機能型居宅介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
  - (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊し、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
  - (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(サービスの内容及び手続きの説明と同意)

第9条 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。
- 3 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。
- 4 事業所は、介護サービスの提供の開始に際し、利用申込者について要介護認定の申請を確認し、未申請の場合は利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助する。

(サービスの提供)

第10条 小規模多機能型居宅介護サービスの対象者は、要介護者（介護予防にあつては要支援状態）であつて、次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数によるサービス事業を営むことに支障がないこと。
- (2) 精神状態が安定していること。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 事業所は、正当な理由なく介護サービスの提供を拒んではならない。

- 3 事業所は、利用申込者の心身状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 4 事業所は、災害その他やむを得ない事情がある以外は、定員を超えて利用させてはならない。

(短期利用居宅介護)

第11条 事業所は、緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応を目的として、宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急止むを得ない場合等一定の条件下において、登録者以外の短期利用を行うものとする。

- 2 短期利用居宅介護の宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。

$$\text{算定式： 当該事業所の宿泊室の数} \times (\text{当該事業所の登録定員} - \text{当該事業所の登録者の数}) \\ \div \text{当該事業所の登録定員 (小数点第1位以下切り捨て)}$$

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等止むを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当該事業所の介護支援専門員が短期利用居宅介護サービス計画を作成し、サービスを提供する。

(要介護認定の援助)

第12条 事業所は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、利用者に対し援助する。

(利用料その他費用)

第13条 小規模多機能型居宅介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該小規模多機能型居宅介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した小規模多機能型居宅介護サービスの1割(介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合)とする。

- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

- (1) 宿泊費〔個室・水道光熱費〕 2,020円(1日当り)
- (2) 食費〔食材料費・調理費用〕 朝食300円、昼食600円、夕食600円、
- (3) 利用者の身の回り品として日常生活に必要なものを事業所が提供する場合に係る費用〔個人用の日用品費として、おむつ・歯ブラシ・化粧品など〕 実費
- (4) 理美容代〔業者による有料散髪〕 実費
- (5) 喫茶利用料 実費
- (6) 利用者の選定する特別な食事〔食材費〕 水分補給飲み物100円 その他実費
- (7) 利用者の希望による教養娯楽として日常生活に必要なものを事業所が提供する場合に係る費用〔クラブ活動等の材料費等〕 実費
- (8) 利用者の希望による外出・買い物・行楽等に係る費用〔交通費等〕 実費
- (9) 健康管理費 実費
- (10) 私物及び個人専用使用の介護用品の洗濯代〔外部に取り継ぐ場合のクリーニング代〕 実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

- 4 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容および金額を変更することがある。

- 5 前項の変更を行う場合は、変更の1ヶ月以上前に利用者またはその家族に対し変更内容について文書により説明したうえで、変更に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

- 6 前項費用の支払は、現金又は利用者の指定する口座より、指定期日までに受ける。

(居宅介護サービス計画並びに小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第14条 事業所の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護サービス計画並びに小規模多機能型居宅介護計画を作成する。計画の作成にあたっては、以下の点に留意して行う。

- (1) 地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努める。

- (2) 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、当該事業所の他の介護従業者と協議の上、援助の目標及び達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画の原案を作成する。
  - (3) 居宅介護サービス計画並びに小規模多機能型居宅介護計画の原案を基本としつつ、利用者の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
  - (4) 計画の内容について、利用者またはその家族に説明し、文書により同意を得る。
  - (5) 計画を作成した際には利用者に交付する。
- 2 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画並びに小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に居宅介護サービス計画並びに小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の態様の変化等の把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画並びに小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
  - 3 介護支援専門員は、前項の変更に関して、医療系サービス等の変更が必要となる場合には速やかに利用者が利用する居宅サービス事業所との連携に努める。
  - 4 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画並びに小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、その原案を利用者またはその家族に説明し、同意を得た上で計画を変更する。

(サービス提供の記録)

第 15 条 事業所は介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束の廃止)

第 17 条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

- 2 事業所は緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- 3 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族等にできる限り詳細に説明する。
- 4 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束をおこなう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(通常の送迎の実施地域)

第 18 条 事業所の通常の事業実施地域は美山地区及びその周辺地区である酒生、一条、上文殊、文殊、六条、東郷の各地区とする。

(サービスの提供を受けるにあたっての留意事項)

第 19 条 利用者は、事業所からサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 火災防止に努め、指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (2) 暴力、喧嘩などによる迷惑行為、設備などの汚損、破壊行為をしないこと。
- (3) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申し出ること。
- (4) 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。
- (5) 利用者は努めて健康に留意し、事業所が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

- (6) 利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。
- (7) 利用者が、故意又は過失によって事業所の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。
- (8) その他、管理者が管理上支障であると認めた事項。

(勤務体制の確保)

第20条 事業所は、利用者に対し、適切な小規模多機能型居宅介護サービスを提供する為、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

- 2 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第21条 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に職員に周知する。

- 2 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに火災の場合は、初期消火に努めることとする。
- 3 事業所は、非常災害に備えて防災計画を策定し、防火管理者または、火気、消防などについての責任者を定め、地域住民参加型の避難訓練その他必要な訓練と消防用設備の点検をそれぞれ年2回行う。
- 4 事業所は、非常災害に備えて緊急連絡体制、食料や設備の備蓄を整備するとともに、冷房設備、暖房設備の定期点検を行う。

(衛生管理)

第22条 事業所は、サービス提供に使用する機器備品類を常に清潔に保持するための衛生管理を次のとおり行う。

- (1) 共用空間の清掃及び害虫駆除は業者委託にて管理する。
- (2) 医療品及び医療用具は協力医の指導の下、看護職員が適正管理する。
- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生、蔓延しないように次の措置を講じる。
  - (1) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針の整備。
  - (2) 給食サービス及び設備は給食管理マニュアルに基づいて実施。
  - (3) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会及び介護職員に対する研修会の定期的実施。
  - (4) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止対策を職員に周知徹底する体制の整備。

(協力病院)

第23条 事業所は、治療を必要とする場合の為に、次のとおり協力医療機関を定める。

医療機関名 貴志医院

住 所 福井市市波町24-5

- 2 事業所は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

歯科医療機関名 ヒロ歯科クリニック

住 所 福井市文京2丁目17-1

(秘密の保持)

第24条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、職員であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第25条 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者または、その職員に対し、当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者または、その職員から当該事業所から退居者紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

#### (苦情の処理)

第 26 条 事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護サービスに関し、法第 23 条の規定による市町が行う文書その他の物件若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。
- 4 事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の内容の改善の内容を市町に報告する。

#### (事故発生時の対応)

第 27 条 事業所は、事故発生及び再発することを防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応及び事故発生防止のための指針の整備。
- (2) 事故が発生した時又は、それに到る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。
- 2 事業所は、利用者に対し、小規模多機能型居宅介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じ、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 事業所は、利用者に対し、小規模多機能型居宅介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

#### (記録の整備)

第 28 条 事業所は、職員、設備および会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完了の日から 5 年間保存する。
  - (1) 介護支援計画
  - (2) 具体的なサービス内容等の記録
  - (3) 身体拘束等の態様及び期間、その際の利用者の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
  - (4) 市町への通知に係る記録
  - (5) 苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

#### (運営推進会議)

第 29 条 小規模多機能型居宅介護事業が地域に密着し、地域に開かれたものにする為、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 か月に 1 回以上の開催とする。
- 3 運営推進会議の構成委員は、利用者・利用者家族・地域住民の代表・民生委員・地域包括センター職員等、小規模多機能型居宅介護事業について知見を有するもので構成する。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すると共に、当該記録を公表する。

#### (その他運営に関する事項)

第 30 条 事業所は、見易い場所に運営内容、勤務体制、利用料、その他サービス内容及び協力病院に関する事項を掲示しておく。

- 2 事業所は、本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。
- 3 この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する必要事項は、当法人の理事長と施設長及び管理者が協議して定める。

附 則 この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。  
平成 27 年 6 月 1 日 一部改正  
平成 27 年 7 月 1 日 一部改正  
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

# グループホーム美山

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(福井市指定 第 1890100702 号)

当事業所は利用者様に対して認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所への入居は、原則として認知症の診断がなされて居られ且つ、要介護認定の結果「要支援2」「要介護」と認定された方が対象となります。

### 目次

1. 事業所経営法人
2. ご利用事業所
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 事業所を退居していただく場合（契約の終了について）
7. 災害時の対策について
8. 苦情の受付について
9. 事故発生時の対応について
10. 感染症対策について
11. 記録の保存について
12. 運営推進会議の開催

## 1. 事業所経営法人

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 足羽福社会     |
| (2) 法人所在地 | 福井市梅野町 20-7      |
| (3) 電話番号  | [0776] 41-3108   |
| (4) 代表者指名 | 理事長 高村 昌裕        |
| (5) 設立年月  | 昭和 43 年 6 月 13 日 |

## 2. ご利用事業所

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類  | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護<br>事業所番号 福井市 第 1890100702 号   |
| (2) 事業所の目的  | 入居する要介護者（介護予防にあつては要支援2状態）に対し認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う事により、利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称  | グループホーム美山  |
| (4) 事業所の所在地 | 福井市美山町 6-1   |

- (5) 事業所の概要 木造2階建（防火構造）  
 (6) 電話番号 TEL [0776] 90-3330 FAX [0776] 90-3323  
 (7) 管理者氏名 藤原 行順  
 (8) 事業所の運営方針  
 「生き生きと」・「安心して」・「わがままに生きたい」利用者様の意思を受け止め、共に生きる日々の行動を実践しましょう。  
 一. その人の生き方に尊敬を  
 一. 命の尊さを念頭に  
 一. その人への笑顔を忘れずに  
 一. 心の込もった言葉と表情を 最善を尽くすことに誇りを持ちましょう  
 (9) 開設年月日 平成26年 8月 1日  
 (10) 入居定員 9名  
 (11) 併設事業所  
 小規模多機能型居宅介護事業（介護予防小規模多機能型居宅介護事業）  
 利用定員 登録29名 通い15名 宿泊8名

### 3. 居室等設備の概要

#### (1) 居室等の概要

今迄のご自宅での暮らしに近い完全個室の居住環境で、利用者様一人ひとりの個性・生活リズムに寄り添い、また、他の方との人間関係を築きながら今までと変わらぬ日常生活を送っていただけるよう、設備を整えております。  
 (9人での生活単位が1ユニットございます。)

ユニット内の設備	居 数	備 考
居室（一人部屋）	9室	1ユニット9人で構成されます ベッド・ナースコール・エアコン タンス（小）・洗面台等完備
居 間	1箇所	
台 所	1箇所	
浴 室	2箇所	ユニットバス1箇所とチェアイン バス1箇所を併設事業所と共用しま す
トイレ	2箇所	車いす対応を兼ねています
ユニット外の設備	居 数	備 考
事務室	1室	併設事業所と共用します
相談室	1室	
会議室	1室	
小規模多機能型 居宅介護事業所 地域交流ホール		小規模多機能型居宅介護事業所を 設事業所として一体的に運用しま す

※ 上記は厚生労働省が定める基準により、認知症対応型共同生活介護事業に必ず設置が義務付けられている設備内容です。

この設備内容の利用に当たって、利用者様に特別にご負担していただく費用は



ございません。

#### ※ ◇居室に関する特記事項

- ☆ 居室（個室）にはベット・ナースコール・エアコン・洗面台等を完備しております。
- ☆ 居室以外のユニット内設備（トイレ・キッチン・ダイニング等）に関しては、いつでもご利用出来ます。ダイニングには床暖房を設置し、寒い冬にも快適に暮らしていただくことが出来ます。

#### (2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく設備内容

居住費	5- (3) -② 参照 (7 ページ)
-----	----------------------

- ※ 上記は介護保険の対象とならないため、ご利用の際は、利用者様に別途利用料金をご負担いただきます。

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕

職種	配置職員（常勤換算）	厚生労働省配置基準
管理者	1名（常勤兼務）	1名以上
介護従業者	3名以上	3名以上
計画作成担当者	1名	1名以上
その他の職員	必要数	必要数

〔主な職員の勤務体制〕

職種	勤務体制
管理者 介護職員 看護職員 計画作成担当者	早番(7:00～16:00) 日勤(9:00～18:00) 日勤(9:30～18:30) 日勤(10:00～19:00) 遅番(13:00～22:00) 夜勤①(16:00～翌日9:00) 夜勤②(22:00～翌日7:00)

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者様に対して以下のサービスを提供いたします。

### (1) サービスの概要

#### 〔介護〕

ユニット内居住空間及び地域住民との積極的交流をとおして、利用者様が相互に社会的関係を築き、地域に溶け込みながら自律的な日常生活を営むことが出来るよう、利用者様の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって支援します。

- 一、利用者様の日常生活における家事を、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
- 二、身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供
- 三、排泄の自立についての必要な支援
- 四、おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 五、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援
- 六、地域社会とつながりながら当たり前の暮らしを続けられるよう、近所づきあいや地元の活動、地域住民との交流等での関わりを支援。

#### 〔食事・食材料の提供〕

利用者様の食事その他の家事は、原則として利用者様及び介護従業者が共同で行うよう努めるものとします。また、必要に応じて治療食などを連携施設の管理栄養士の管理のもとで提供します。

利用者様が通常のメニューの他に希望する特別な食事などについては健康に充分配慮すると共に、家族の同意を得たうえで提供します。

食事の提供時間は、基本的な時間設定は行ないませんが、利用者様個々に応じて提供するように努めます。食事の提供に当たっては、別途料金をご負担いただきます。

食 材 料 費	5- (3) —① 参照 (7 ページ)
---------	----------------------

- ※ 食材料費は、介護保険の対象とならないため、ご利用の際は、利用者様に別途利用料金をご負担いただきます。

#### 〔機能訓練の実施〕

利用者様の心身の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の改善または維持のための訓練。

#### 〔健康管理〕

常に利用者様の健康の状況に注意するとともに健康保持の為の適切な措置を講ずる。

#### 〔相談援助〕

常に利用者様の心身の状態、その置かれている環境などの的確な把握に努め、

利用者様またはそのご家族に対し、適切な相談・助言と必要な援助を行う。

**〔社会生活上の便宜の提供等〕**

常に利用者様のご家族との連携を図り、交流等の機会を確保するよう努めるとともに、必要に応じて行政機関における諸手続きなどの代行事務など、日常生活におけるいろいろな便宜を供与する。

**〔その他〕**

事業所の目的、運営の方針に係る必要な援助。

**(2) 介護保険給付の対象となるサービス**

介護保険から給付されるサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、短期利用認知症対応型共同生活介護サービス及び短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示により計算した認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合にはそれに応じた割合）の額をお支払いください。尚、サービス利用料金は利用者様の要介護度に応じて異なります。

〔サービス利用料金 『1日当り』 〕

認知症対応型共同生活介護サービス費

介護予防認知症対応型共同生活介護サービス費

○介護保険負担割合 1割の場合

要介護度	(1日につき)			
	単位数	金額	保険給付分 (9割)	利用者負担分 (1割)
支援2	761	7,717円	6,945円	772円
介護1	765	7,757円	6,981円	776円
要介護2	801	8,122円	7,310円	812円
要介護3	824	8,355円	7,520円	835円
要介護4	841	8,528円	7,675円	853円
要介護5	859	8,710円	7,839円	871円

○介護保険負担割合 2割の場合

要介護度	(1日につき)			
	単位数	金額	保険給付分 (8割)	利用者負担分 (2割)
要支援2	761	7,717円	6,174円	1,543円
要介護1	765	7,757円	6,206円	1,551円
要介護2	801	8,122円	6,498円	1,624円
要介護3	824	8,355円	6,684円	1,671円
要介護4	841	8,528円	6,822円	1,706円
要介護5	859	8,710円	6,968円	1,742円

○介護保険負担割合 3割の場合

要介護度	(1日につき)			
	単位数	金額	保険給付分 (7割)	利用者負担分 (3割)
要支援2	761	7,717円	5,402円	2,315円
要介護1	765	7,757円	5,430円	2,327円
要介護2	801	8,122円	5,685円	2,437円
要介護3	824	8,355円	5,849円	2,506円
要介護4	841	8,528円	5,970円	2,558円
要介護5	859	8,710円	6,097円	2,613円

[加算について]

利用者様の要望及び状態に応じて、様々な対応をさせていただきます。但し、これらの対応に関しましては、別途費用を申し受けます。

加算名	内容	単位数
初期加算	入居後30日間算定	30単位/1日
入院時費用	入院を要した場合1月に6日を限度として算定	246単位/1日
医療連携体制加算Ⅰ(イ)	日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となったりした場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している事業所を評価(体制状況により評価が異なる)	57単位/1日
医療連携体制加算Ⅰ(ロ)		47単位/1日
医療連携体制加算Ⅰ(ハ)		37単位/1日
医療連携体制加算Ⅱ		5単位/1日
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症ケアに関する留意事項の伝達や技術的指導に係る会議を定期的を開催していることを評価(体制状況により評価が異なる)	3単位/1日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4単位/1日
認知症専門チームケア推進加算(Ⅰ)	認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推	150単位/1月
認知症専門チームケア推進加算(Ⅱ)		120単位/1月

	進していることを評価	
看取り介護加算	医学的知見に基づき終末期と診断された方に対して、多職種連携してその方らしい最期が迎えられるよう支援することを評価	死亡日前 31 日～45 日 72 単位/1 日
		死亡日前 4 日～30 日 144 単位/1 日
		死亡日前日・前々日 680 単位/1 日
		死亡日 1280 単位/1 日
栄養管理体制加算	管理栄養士が栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制を整備している事業所を評価	30 単位/1 月
口腔衛生管理体制加算	歯科医師または歯科衛生士が口腔ケアの係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っていることを評価	30 単位/1 月
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔の状態・栄養の状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供していることを評価	20 単位/1 回 ※6 月に 1 回を限度
科学的介護推進体制加算	エビデンスに基づいた自立支援・重度化防止等を進めている事業所を評価	40 単位/月
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止の取り組みが未実施の場合に減算	-10%/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、より介護福祉士割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合に応じて評価する加算 (体制状況により評価が異なる)	22 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		18 単位/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		6 単位/日
介護職員等処遇改善加算 I (R6. 6. 1～)	介護報酬算定額の 1000 分の 186 に相当する額	

① 要介護 (支援) に応じた単位数に地域ごとの 1 単位 (福井市では 10, 14 円) を乗

じて金額を算出しています。その際の1円未満の端数は切り捨てます。

- ② 上記①により算出した金額に保険率を除いた割合を乗じた額が保険請求額となり、金額から保険請求額を引いた額が利用者負担分となります。

### (3) 介護保険の対象とならないサービス

以下のサービス料金は利用者様にご負担していただきます。

〔サービスの概要と利用料金〕

#### ① 食材料費

朝食 300円 ・ 昼食 600円 ・ 夕食 600円

当事業所の食材料費に関しては、長期入居の場合は1日3食の食事提供を前提に食材の準備をいたしますので、食材料費の計算方法については1日単位にて計算いたします。また1日の食事(間食含む)を、医師の指導や個々の心身の状況、食事摂取形態にあわせ、必要なカロリーの食事を摂取しやすいように調理し食事時間以外にも身体状況に応じて提供いたしており、提供回数が3食以上に増えた場合も1日分の請求になります。

食材料費	1日当り	1ヶ月当り(30日)
	1,500円	45,000円

#### ② 居住費

当事業所は認知症対応型共同生活介護事業として基準を満たしております。つきましては、居住費と致しまして別途ご負担をお願い致します。

居住費	1日当り	1ヶ月当り(30日)
	2,020円	60,600円

※居住費は室料と電気料等光熱水を含んだ費用とします。

※長期入院の場合は、入院中も在籍扱いになり居室等の維持管理費として、別に居住費をご負担していただきます。

#### ③ 特別な食事

(ア) 水分補給 100円

(イ) 利用者様のご希望に基づいて特別な食事を提供いたします。

利用料金：要した費用の実費

#### ④ 各種手続き代行費用 1,000円

医療費、お小遣い、有料散髪等の支払い又は利用者様の依頼品購入等に係る管理や各種手続き代行費用

#### ⑤ 理容・美容

行きつけのお店での理容・美容について、利用者様のご希望に応じることが出来るように、時には家族の協力も得て支援に努めたいと思います。

#### ⑥ 行事及び希望外出

行事食、入場料、交通費等要した費用をご負担いただきます。

利用料金：要した費用の実費

⑦ 私物の洗濯代（個別に外部の業者に取り継ぐ場合のクリーニング代）  
実費

⑧ その他

日常生活に必要な物品につきましては利用者様の全額負担となりますので  
ご了承ください。

※ 経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。その場合、1ヶ月前までにご説明します。

※

#### (4) 利用料金のお支払方法

前記(2)(3)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので20日までに下記の方法でお支払いいただきます。(1ヶ月に満たさない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

お支払い方法：

金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。

※諸経費のお支払いは、預かり金よりお支払いいただくこととなります。

#### (5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者様及びご家族のご希望により、下記医療機関において診療や治療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・治療を保証するものではありません。

[協力医療機関]

医療機関の名称：	貴志医院
所在地	： 福井市市波町 24-5
診療科	： 内科 診療内科 精神科

[協力歯科医療機関]

医療機関の名称：	ヒロ歯科クリニック
所在地	： 福井市文京 2 丁目 17-1
診療科	： 歯科

## 6. **事業所を退居していただく場合（契約の終了について）**

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事は出来ませんが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、利用者様に退居していただく事になります。

[契約書第 16 条参照]

- ① 利用者様が死亡した場合。
- ② 利用者様が常時医療機関において治療をする必要がある場合。
- ③ 要介護認定により利用者様の心身状況が自立または要支援 1 と判定された

場合。

- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑥ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑦ 利用者様から退居の申出があった場合（詳細は以下にて記載）
- ⑧ 事業者から退居の申出があった場合（詳細は以下にて記載）

#### (1) 利用者様から退居の申出があった場合

契約の有効期間であっても、利用者様から当事業所からの退居を申し出る事が出来ます。その場合には、希望する日の 7 日前までに解約届出をご提出下さい。

#### (2) 事業者から退居の申出があった場合

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退居して頂くことがあります。

- ① 利用者様が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事項を生じさせた場合
- ② 利用者様による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上延滞し、相当期間を 定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為を行う などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者様が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる 場合、もしくは入院した場合

※ 当事業所に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

#### ① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても厚生労働大臣の定める基準額の 1 割の額を居住費とは別にご負担いただきます。尚、入院当日と退院日は施設入居日の扱いとなり、この間の 6 日間が対象となります。 ※一時外泊も同様となります。

#### ② 7 日間以上、3 ヶ月以内の入院の場合

7 日間以上入院された場合でも、退院とともに利用いただけます。但し、退院時の心身の状況に応じて居室を準備いたしますので、退院前の居室とは異なる場合があります。なお、居住費は入院期間もご負担いただきます。

また医療行為が必要になるなど、身体状況の変化によっては入居できない場合があります。



③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除します。退院が見込まれる時点で、改めて入居のご相談に応じます。

## 7. 災害時の対策について

災害時の対応	別に定める「グループホーム美山」消防計画に基づき対応を行います。
近隣との協力	近隣の「福井市東消防署美山分署」「美山総合支所」と連携且つ地域住民との非常時の相互協力体制を整えていきます。
平常時の訓練	別に定める「グループホーム美山」消防計画に基づき年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練及び消火器操作訓練を実施します。又防災訓練は地域訓練に参加していきます。
防災設備	スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動火災報知器、非常通報装置等の防災設備は年2回点検整備していきます。停電、漏電等の電源設備は毎月点検整備していきます。その他、カーテン類の防煙処理、生活必要品の備蓄等を整備してあります。
消防計画等	福井東消防署への届出日 令和3年4月1日 防火管理者 錦織 郁裕

## 8. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

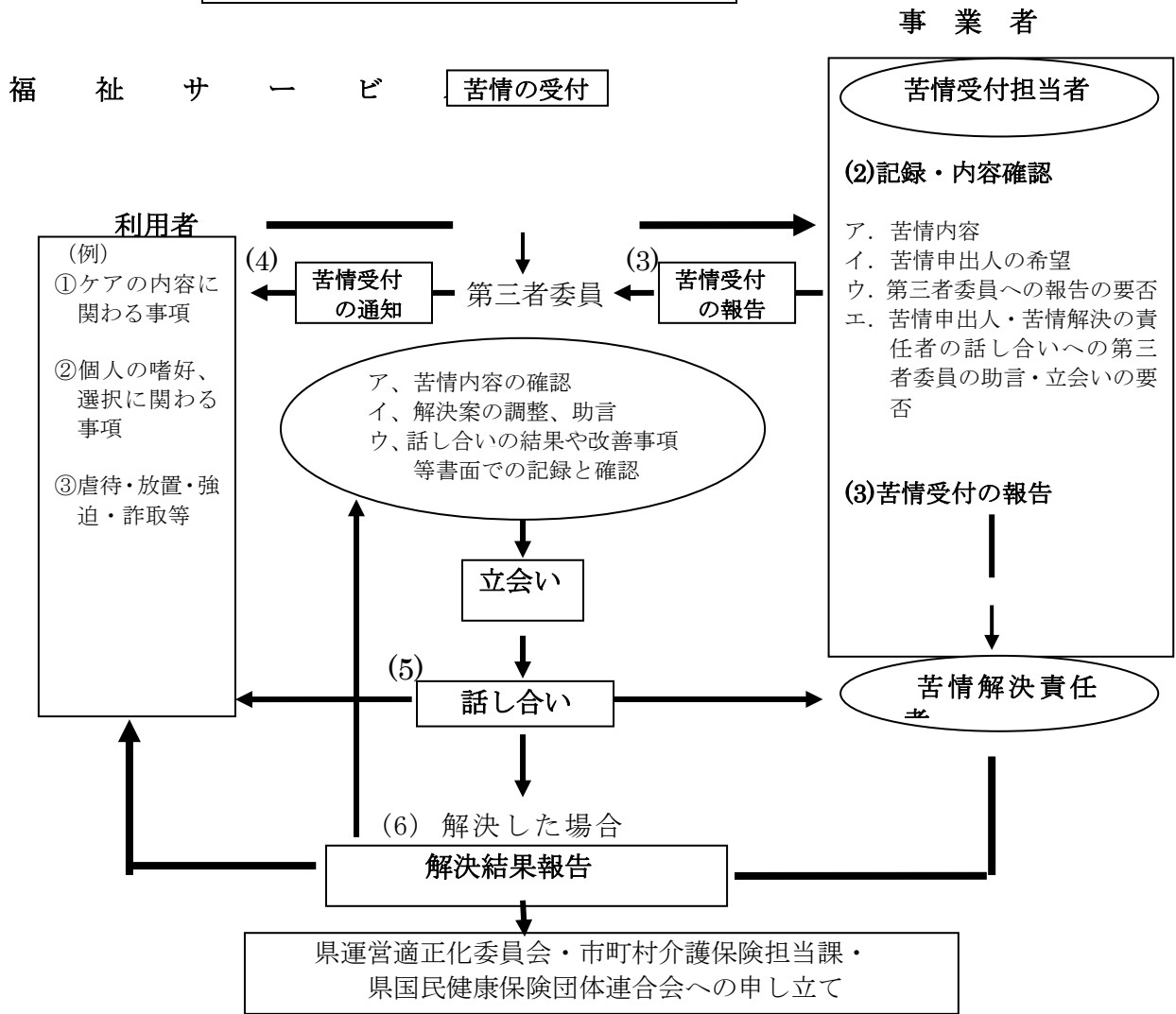
- ◎苦情解決責任者 …藤原 行順 (管理者)
  - ◎窓口担当者 …大橋 恵
  - ◆受付時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00
  - ◎第三者委員 豊島雅恵 (前足羽福祉会監事)
  - 永井裕子 (福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科助教)
- また、投書箱を玄関に設置してあります。

※ 行政機関、その他受付機関での受け付け

苦情やご相談は以下の窓口でも受けることができます。

福井市役所 介護保険担当課	所在地 : 福井市 大手3丁目10-1 TEL : [0776] 20-5715
国民健康保険 団体連合会	所在地 : 福井市開発4丁目2 福井県自治会館4階 TEL : 介護保険専用 [0776] 57-1614
福井県社会福祉 協議会	所在地 : 福井市光陽2丁目3-22 TEL : [0776] 24-2339

# 苦情解決の仕組み



※ 苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行いその内容を記録します。又、市町村及び国民健康保険団体連合会からの指導・助言に基づき、行った改善について求めに応じて内容の報告を行います。

## 9. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに福井市介護保険課担当課及び当該利用者様のご家族へ連絡を行うと共に必要な措置を講じ、事故に際して取った処置を記録します。又、賠償すべき事故が、発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。合わせて、事故が発生した際は、その原因を解明し、再発生を防ぎます。

また日頃より事故の予防も兼ね、マニュアルの作成やサービスの質の向上を図り、施設内外での研修の機会を設けるなどの対策を行ないます。

## 10. 感染症対策について

感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のために、現状確認及び予防を含む対応策を月に1回以上代表者にて検討し、マニュアル化や研修を開催し職員に周知徹底すると共に、日頃より必要事項については来所された方全てに協力をお願いし予防します。

尚、感染症治療の為、やむを得ず身体拘束を行う場合があります。その際には  
契約書第 27 条（身体拘束の廃止）に則り対応します。

## 11. 記録の保存について

認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供にかかる記録は、5 年間保存します。

- 一、 介護支援計画
- 二、 具体的なサービス内容等の記録
- 三、 身体拘束等の態様及び期間、その際の入居者の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
- 四、 市町への通知に係る記録
- 五、 苦情の内容等の記録
- 六、 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

## 12. 運営推進会議の開催

入居者様及び市町職員並びに地域住民の代表者へ対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図る為に、運営推進会議を設置し、2 か月に 1 回以上の開催を行います。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、別に定めるサービス内容説明書並びに、本書面に基づき重要事項に関する説明を \_\_\_\_\_ において行いました。

社会福祉法人 足羽福祉会 グループホーム美山

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、事業者から認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス内容説明書並びに、本書面に基づき重要事項に関する説明を上記の場所にて受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に同意しました。

契約者住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

契約者代理人住所 \_\_\_\_\_

氏名

⑩

# 小規模多機能型居宅介護事業所美山

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(福井市指定 第 1890100702 号)

当事業所は利用者様に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 目次

1. 事業所経営法人
2. ご利用事業所
3. 事業所内設備の概要
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 契約の終了について
7. 災害時の対策について
8. 苦情の受付について
9. 事故発生時の対応について
10. 感染症対策について
11. 記録の保存について
12. 運営推進会議の開催

## 1. 事業所経営法人

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 足羽福祉会     |
| (2) 法人所在地 | 福井市柵野町 20-7      |
| (3) 電話番号  | [0776] 41-3108   |
| (4) 代表者指名 | 理事長 高村 昌裕        |
| (5) 設立年月  | 昭和 43 年 6 月 13 日 |

## 2. ご利用事業所

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護<br>事業所番号 福井市 第 1890100702 号 |
|------------|--|

### (2) 事業所の目的

要介護者（介護予防にあつては要支援状態）に対し、通いを中心として、訪問や宿泊を柔軟に組み合わせた小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う事により、利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (3) 事業所の名称  | 小規模多機能型居宅介護事業所美山 |
| (4) 事業所の所在地 | 福井市美山町 6-1       |

- (5) 事業所の概要 木造2階建（防火構造）  
 (6) 電話番号 TEL [0776] 90-3330 FAX [0776] 90-3323  
 (7) 管理者氏名 藤原 行順  
 (8) 事業所の運営方針  
 「生き生きと」・「安心して」・「わがままに生きたい」利用者様の意思を受け止め、共に生きる日々の行動を実践しましょう。  
 一. その人の生き方に尊敬を  
 一. 命の尊さを念頭に  
 一. その人への笑顔を忘れずに  
 一. 心の込もった言葉と表情を 最善を尽くすことに誇りを持ちましょう  
 (9) 開設年月日 平成26年 8月 1日  
 (10) 入居定員 登録29名 通い18名 宿泊8名  
 (11) 併設事業所  
 認知症対応型共同生活介護事業  
 介護予防認知症対応型共同生活介護事業  
 利用定員 9名

### 3. 主な設備等の概要

#### (1) 事業所内設備等の概要

「通い」サービスでは、居間及び食堂と台所の機能と地域交流ホール機能をフルに活用し自立支援に向けたサービスを提供します。又必要に応じての「宿泊」では今迄のご自宅での暮らしに近い完全個室の居住環境で、利用者様一人ひとりの個性・生活リズムに寄り添うと共に、「訪問」を柔軟に組み合わせながらご自宅での生活が継続出来るように設備を整えております。

事業所内の設備	室数等	備 考
居間及び食堂	1室	語らいや調理等日中活動の中心空間となります
台 所	1箇所	
宿 泊 室	8室	ベッド・ナースコール・エアコン タンス（小）・洗面台等完備
浴 室	2箇所	ユニットバス1箇所とチェア インバス1箇所を整備、併設事業所と共用します
ト イ レ	2箇所	車いす対応を兼ねています

事業所外の設備	室数等	備 考
事 務 室	1室	併設事業所との共用とします
相 談 室	1室	
会 議 室	1室	
認知症対応型 共同生活介護	1ユニット	認知症対応型共同生活介護事業所を併設事業所として一体的に運用します
地域交流ホール	1室	

※ 上記は厚生労働省が定める基準により、小規模多機能型居宅介護事業に必ず設置が義務付けられている設備内容です。

この設備内容の利用に当たって、利用者様に特別にご負担していただく費用はございません。

#### ◇宿泊室に関する特記事項

- ☆ 宿泊室（個室）にはベット・ナースコール・エアコン・ロッカー等を完備しております。
- ☆ 利用者様の必要物品に関しては、利用者様及びご家族でご用意していただきます。
- ☆ 宿泊室以外の事業所内設備（トイレ・台所・居間及び食堂等）に関しては、いつでもご利用出来ます。居間及び食堂や地域交流ホールには床暖房や薪ストーブを設置し、寒い冬にも快適に過ごしていただくことが出来ます。

#### (2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく設備内容

宿泊費	5- (3) —② 参照 (8 ページ)
-----	----------------------

※ 上記は介護保険の対象とならないため、ご利用の際は、利用者様に別途利用料金をご負担いただきます。

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

[主な職員の配置状況]

職 種	配置職員（常勤換算）	厚生労働省配置基準
管理者	1名（常勤兼務）	1名以上
介護支援専門員	1名（常勤兼務）	1名以上
介護従業者	通いの利用者3名に対して常勤換算1以上 訪問介護サービスを担当する常勤職員2名以上	通いの利用者 3名に対して常勤換算1以上 訪問介護サービスを担当する常勤職員2名以上
その他の職員	必要数	

[主な職員の勤務体制]

職種	勤務体制
管理者	日勤(8:00～17:00)
介護職員	日勤(8:30～17:30)
看護職員	日勤(9:00～18:00) 訪問:必要時
介護支援専門員	夜勤①(22:00～翌日7:00) 夜勤②(16:00～翌日9:00)

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者様に対して以下のサービスを提供いたします。

### (1) サービスの概要

#### 〔介 護〕

通い中心のサービスに宿泊や訪問を柔軟に組み合わせると共に、地域住民との積極的交流をとおして、利用者様が相互に社会的関係を築き、地域に溶け込みながら、住み慣れた地域や居宅での継続した生活が出来るよう、利用者様の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって支援します。

- 一、利用者様の日常生活における家事を、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
- 二、身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供
- 三、排泄の自立についての必要な支援
- 四、おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 五、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援
- 六、地域社会とつながりながら当たり前の暮らしを続けられるよう、近所づきあいや地元の活動、地域住民との交流等での関わりを支援。

#### 〔食事・食材料の提供〕

利用者様の食事その他の家事は、原則として利用者様及び介護従業者が共同で行うよう努めるものとします。また、必要に応じて治療食などをバックアップ施設管理栄養士の管理のもとで提供します。

利用者様が通常のメニューの他に希望する特別な食事などについては健康に充分配慮すると共に、家族の同意を得たうえで提供します。

食事の提供に当たっては別途料金をご負担いただきます。

食 材 料 費	5- (3) -① 参照 (8 ページ)
---------	----------------------

※ 上記は介護保険の対象とならないため、ご提供の際は、利用者様に別途利用料金をご負担いただきます。

#### 〔機能訓練の実施〕

利用者様の心身の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の改善または維持のための訓練。

#### 〔健康管理〕

常に利用者様の健康の状況に注意するとともに健康保持の為の適切な措置を講ずる。

#### 〔相談援助〕

常に利用者様の心身の状態、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利



利用者様またはそのご家族に対し、適切な相談・助言と必要な援助を行う。

〔社会生活上の便宜の提供等〕

常に利用者様のご家族との連携を図り、交流等の機会を確保するよう努めるとともに、必要に応じて行政機関における諸手続きなどの代行事務など、日常生活におけるいろいろな便宜を供与する。

〔その他〕

事業所の目的、運営の方針に係る必要な援助。

(2) 介護保険給付の対象となるサービス

介護保険から給付されるサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示により計算した小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合にはそれに応じた割合）の額をお支払いください。尚、サービス利用料金は利用者様の要介護度に応じて異なります。

〔サービス利用料金『1ヶ月』ごとの包括料金〕

小規模多機能型居宅介護サービス費      介護予防小規模多機能型居宅介護サービス費

○介護保険負担割合 1割の場合

要介護度	単位数	金額	保険給付分 (9割)	利用者負担分 (1割=月額)
要支援1	3,450 単位	35,087 円	31,578 円	3,509 円
要支援2	6,972 単位	70,905 円	63,815 円	7,090 円
要介護1	10,458 単位	106,358 円	95,722 円	10,636 円
要介護2	15,370 単位	156,313 円	140,681 円	15,632 円
要介護3	22,359 単位	227,391 円	204,652 円	22,739 円
要介護4	24,677 単位	250,965 円	225,869 円	25,096 円
要介護5	27,209 単位	276,716 円	249,044 円	27,672 円

○介護保険負担割合 2割の場合

要介護度	単位数	金額	保険給付分 (8割)	利用者負担分 (2割=月額)
要支援1	3,450 単位	35,087 円	28,070 円	7,017 円
要支援2	6,972 単位	70,905 円	56,724 円	14,181 円
要介護1	10,458 単位	106,358 円	85,086 円	21,272 円
要介護2	15,370 単位	156,313 円	125,050 円	31,263 円
要介護3	22,359 単位	227,391 円	181,913 円	45,478 円
要介護4	24,677 単位	250,965 円	200,772 円	50,193 円
要介護5	27,209 単位	276,716 円	221,373 円	55,343 円

○介護保険負担割合 3割の場合

要介護度	単位数	金額	保険給付分 (7割)	利用者負担分 (3割=月額)
要支援1	3,450 単位	35,087 円	24,561 円	10,526 円
要支援2	6,972 単位	70,905 円	49,634 円	21,271 円
要介護1	10,458 単位	106,358 円	74,451 円	31,907 円
要介護2	15,370 単位	156,313 円	109,419 円	46,894 円
要介護3	22,359 単位	227,391 円	159,174 円	68,317 円
要介護4	24,677 単位	250,965 円	175,676 円	75,289 円
要介護5	27,209 単位	276,716 円	193,701 円	83,015 円

〔加算について〕

利用者様の要望及び状態に応じて、様々な対応をさせていただきます。但し、これらの対応に関しましては、別途費用を申し受けます。

加算名	内容	単位数
初期加算	登録後 30 日間算定	30 単位/1 日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症患者を受け入れ、個別ニーズに応じたサービス提供を評価	800 単位/1 月
看護職員配置加算 (Ⅰ)	多様化する医療ニーズや看取り介護に柔軟に対応する為、看護職員を配置していることを評価 (体制状況により評価が異なる)	900 単位/1 月
看護職員配置加算 (Ⅱ)		700 単位/1 月
看護職員配置加算 (Ⅲ)		480 単位/1 月
認知症加算 (Ⅱ)	介護を必要とする認知症の利用者に対して通いサービスの提供を行うことで算定 (認知症レベルにより区分け)	890 単位/1 月
認知症加算 (Ⅳ)		460 単位/1 月
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対して、看取り期におけるサービスの提供と事業所の取り組みを評価	64 単位/1 日
訪問体制強化加算	訪問を担当する従業者を一定以上配置し、1 ヶ月あたりの	1,000 単位/1 月

	訪問回数が一定以上ある事業所を評価	
総合マネジメント体制強化加算	日々の多職種との連携、地域との連携や環境に合わせた計画の見直しの業務を評価	1,200 単位/1 月
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔の状態・栄養の状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に提供していることを評価	20 単位/1 回 ※6 月に 1 回を限度
科学的介護推進体制加算	エビデンスに基づいた自立支援・重度化防止等を進めている事業所を評価	40 単位/1 月
サービス提供体制強化加算 (I)	サービス提供体制を特に強化して基準を満たし届出を行った介護事業所に対して算定 (体制状況により評価が異なる)	750 単位/1 月
サービス提供体制強化加算 (II)		640 単位/1 月
サービス提供体制強化加算 (III)		350 単位/1 月
介護職員等処遇改善加算 I (～R6.5.31 まで)	介護報酬算定額の 1000 分の 102 に相当する額	
介護職員等特定処遇改善加算 介護職員処遇改善加算 II (～R6.5.31 まで)	介護報酬算定額の 1000 分の 12 に相当する額	
介護職員等ベースアップ等支援加算 介護職員処遇改善加算 (～R6.5.31 まで)	介護報酬算定額の 1000 分の 17 に相当する額	
介護職員等処遇改善加算 II (R6.6.1～)	介護報酬算定額の 1000 分の 146 に相当する額	

- ① 福井市は厚生労働大臣が定める特別地域に指定されています。令和 3 年度の介護報酬改定で小規模多機能型居宅介護が特別地域加算として新設されました。所定単位数に 15/100 を乗じた単位数を算出します。
- ② 要介護 (支援) に応じた①の単位数に地域ごとの 1 単位 (福井市では 10, 17 円) を乗じて金額を算出しています。その際の 1 円未満の端数は切り捨てます。
- ③ 上記②により算出した金額に保険率を除いた割合を乗じた額が保険請求額となり、金額から保険請求額を引いた額が利用者負担分となります。

### (3) 介護保険の対象とならないサービス

以下のサービス料金は利用者様にご負担していただきます。

#### [サービスの概要と利用料金]

#### ① 食事提供に要する費用（食材料費）

当事業所の食材料費に関しては、併設事業の認知症対応型共同生活介護事業所と同様の食事提供を前提に食材の準備をいたしますので、食材料費の計算方法については1日単位にて計算、且つ3食に分けた料金を設定していますので希望される提供に応じた請求になります。

また、医師の指導や個々の心身の状況、食事摂取形態にあわせ、必要なカロリーの食事を摂取しやすいように調理し食事時間以外にも身体状況に応じて提供いたします。

食材料費	・朝食 300円	・昼食 600円	・夕食 600円
------	----------	----------	----------

#### ② 宿泊に要する費用

当事業所に宿泊される際に食事提供が必要となる場合は上記食材料費が別途必要です。

宿泊費	・ 1泊につき 2,020円
-----	----------------

※ 宿泊費は室料と電気料等光熱水を含んだ費用とします。

#### ③ 特別な食事

- ・水分補給（おやつ）100円
- ・利用者様のご希望に基づいて特別な食事を提供いたします。  
利用料金：要した費用の実費

#### ④ 理容・美容

行きつけのお店での理容・美容について、利用者様のご希望に応じることが出来るように、家族の協力も得て支援に努めたいと思います。

#### ⑤ 行事及び希望外出

- 行事食、入場料、交通費等要した費用をご負担いただきます。  
利用料金：要した費用の実費

#### ⑥ 私物の洗濯代（個別に外部の業者に取り継ぐ場合のクリーニング代） 実費

#### ⑥ その他

日常生活に必要な物品につきましては利用者様の全額負担となりますのでご了承ください。

※ 経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。その場合、1ヶ月前までにご説明します。

#### (4) 利用料金のお支払方法

前記(2)(3)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので20日までに下記の方法でお支払いいただきます。

お支払い方法： 金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきます。
--

#### (5) ご利用中の医療の提供について

小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

[協力医療機関]

医療機関の名称：	貴志医院
所在地	： 福井市市波町 24-5
診療科	： 内科 診療内科 精神科

[協力歯科医療機関]

医療機関の名称：	ヒロ歯科クリニック
所在地	： 福井市文京 2 丁目 17-1
診療科	： 歯科

## 6. 契約の終了について

当事業所との契約は契約書第2条で定めていますが、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了することとなります。

[契約書第18条参照]

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 利用者が希望した場合</li><li>② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と認定された場合</li><li>③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合</li><li>④ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合</li><li>⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合</li></ol> |
|---|

⑥ 第19条から第21条に基づき本契約が解約または解除された場合

- (1) 契約者から当事業所との契約終了の申し出があった場合  
契約の中途であっても、契約者様からの契約終了の申し出をすることが出来ます。その場合には希望する日の7日前までに解約届けをご提出下さい。
- (2) 当事業所から契約終了の申し出があった場合  
以下の事項に該当する場合には当事業との契約を終了させて頂くことがあります。

[契約書第21条参照]

- ① 契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、第9条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意または重大な過失により事業者または小規模多機能型居宅介護サービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して1か月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

## 7. 災害時の対策について

災害時の対応	別に定める「グループホーム美山」消防計画に基づき対応を行います。
近隣との協力	近隣の「福井市東消防署美山分署」「美山総合支所」と連携且つ地域住民との非常時の相互協力体制を整えていきます。
平常時の訓練	別に定める「グループホーム美山」消防計画に基づき年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練及び消火器操作訓練を実施します。又防災訓練は地域訓練に参加していきます。
防災設備	スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動火災報知器、非常通報装置等の防災設備は年2回点検整備していきます。停電、漏電等の電源設備は毎月点検整備していきます。その他、カーテン類の防煙処理、生活必要品の備蓄等を整備してあります。

消防計画等	福井東消防署への届出日 令和3年4月1日 防火管理者 錦織 郁裕
-------	-------------------------------------

## 8. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

◎苦情解決責任者 …藤原 行順 (管理者)

◎窓口担当者 …大橋 恵

◆受付時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00

◎第三者委員 豊島雅恵 (前足羽福祉会監事)

永井裕子 (福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科助教)

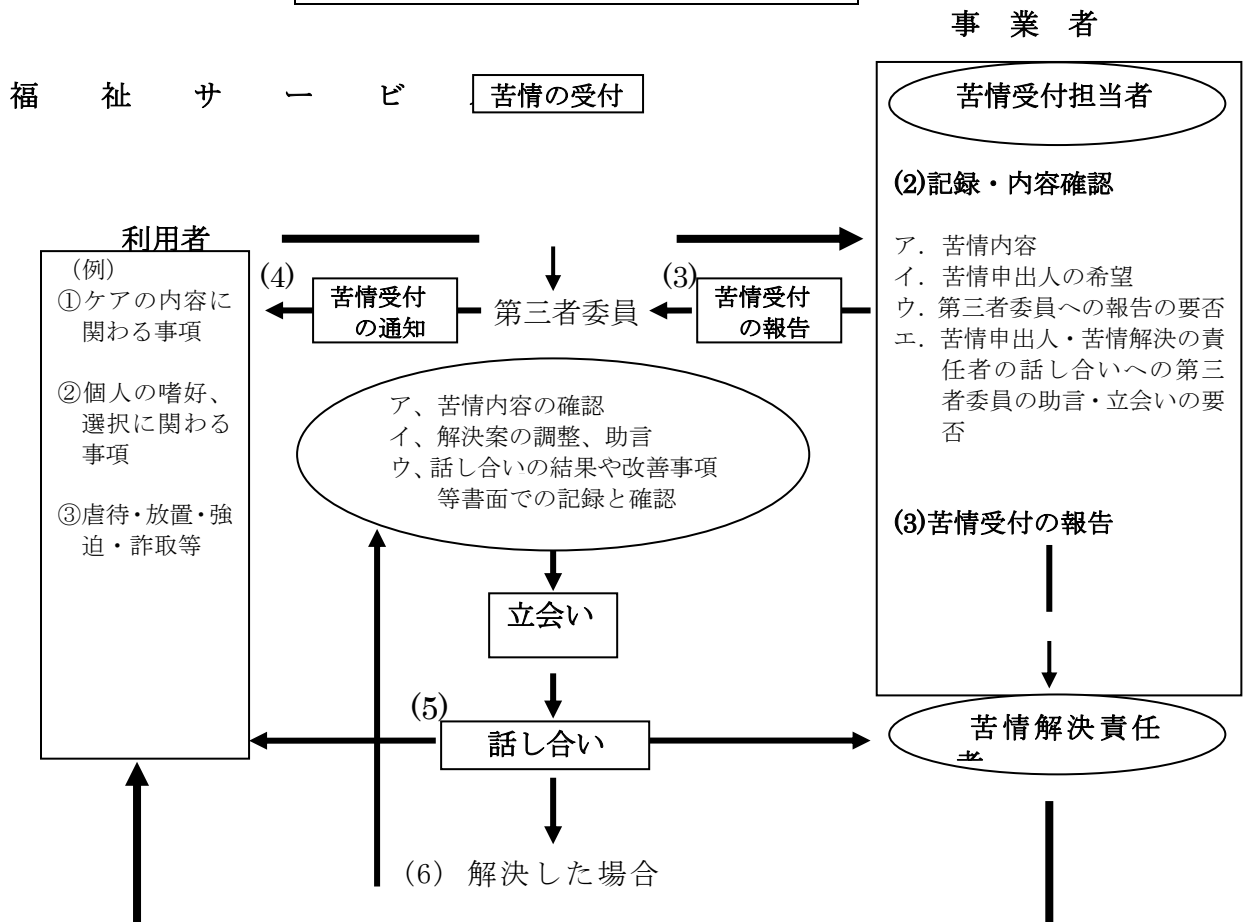
また、投書箱を玄関に設置してあります。

※ 行政機関、その他受付機関での受け付け

苦情やご相談は以下の窓口でも受けることができます。

福井市役所 介護保険担当課	所在地 : 福井市 大手3丁目10-1 電話 : [0776] 20-5715
国民健康保険 団体連合会	所在地 : 福井市開発4丁目2 福井県自治会館4階 電話 : 介護保険専用 [0776] 57-1614
福井県 社会福祉協議会	所在地 : 福井市光陽2丁目3-22 電話 : [0776] 24-2339

## 苦情解決の仕組み



## 解決結果報告

解決しない場合

県運営適正化委員会・市町村介護保険担当課・  
県国民健康保険団体連合会への申し立て

※ 苦情を受け付けた場合、その苦情を受け付けた旨を記録します。又、市町及び国民健康保険団体連合会からの指導・助言に基づき、行った改善について求めに応じて内容の報告を行います。

### 9. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに福井市介護保険担当課及び当該利用者様のご家族へ連絡を行うと共に必要な措置を講じ、事故に際して取った処置を記録します。又、賠償すべき事故が、発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。合わせて、事故が発生した際は、その原因を解明し、再発生を防ぎます。

また日頃より事故の予防も兼ね、マニュアルの作成やサービスの質の向上を図り、施設内外での研修の機会を設けるなどの対策を行ないます。

### 10. 感染症対策について

感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のために、現状確認及び予防を含む対応策を月に1回以上検討し、マニュアル化や研修を開催し職員に周知徹底すると共に、日頃より必要事項については来所された方全てに協力をお願いし予防します。

尚、感染症治療の為、やむを負えず身体拘束を行う場合があります。その際には契約書第27条（身体拘束の廃止）に則り対応します。

### 11. 記録の保存について

小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にかかる記録は、5年間保存します。

- (1) 介護支援計画
- (2) 具体的なサービス内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び期間、その際の入居者の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
- (4) 市町への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

### 12. 運営推進会議の開催

利用者及びそのご家族と市町職員並びに地域住民の代表者に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図る為に、運営推進会議を設置し、2か月に1回以上の開催を行います。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いたします。



令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、別に定めるサービス内容説明書並びに、本書面に基づき重要事項に関する説明を \_\_\_\_\_ において行いました。

社会福祉法人 足羽福社会  
小規模多機能型居宅介護事業所美山

説明者職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、事業者から小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス内容説明書並びに、本書面に基づき重要事項に関する説明を上記の場所にて受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に同意しました。

契約者住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

契約者代理人住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)



# 小規模多機能型居宅介護事業所美山（短期利用）

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(福井市指定 第 1890100702 号)

当事業所は利用者様に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 目次

1. 事業所経営法人
2. ご利用事業所
3. 事業所内設備の概要
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 契約の終了について
7. 災害時の対策について
8. 苦情の受付について
9. 事故発生時の対応について
10. 感染症対策について
11. 記録の保存について
12. 運営推進会議の開催

## 1. 事業所経営法人

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 足羽福祉会     |
| (2) 法人所在地 | 福井市柁野町 20-7      |
| (3) 電話番号  | [0776] 41-3108   |
| (4) 代表者指名 | 理事長 高村 昌裕        |
| (5) 設立年月  | 昭和 43 年 6 月 13 日 |

## 2. ご利用事業所

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護<br>事業所番号 福井市 第 1890100702 号 |
|------------|--|

### (2) 事業所の目的

要介護者（介護予防にあつては要支援状態）に対し、通いを中心として、訪問や宿泊を柔軟に組み合わせた小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う事により、利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (3) 事業所の名称  | 小規模多機能型居宅介護事業所美山 |
| (4) 事業所の所在地 | 福井市美山町 6-1       |

- (5) 事業所の概要 木造2階建（防火構造）
- (6) 電話番号 TEL〔0776〕90-3330 FAX〔0776〕90-3323
- (7) 管理者氏名 藤原 行順
- (8) 事業所の運営方針  
「生き生きと」・「安心して」・「わがままに生きたい」利用者様の意思を受け止め、共に生きる日々の行動を実践しましょう。  
一. その人の生き方に尊敬を  
一. 命の尊さを念頭に  
一. その人への笑顔を忘れずに  
一. 心の込もった言葉と表情を 最善を尽くすことに誇りを持ちましょう
- (9) 開設年月日 平成26年 8月 1日
- (10) 入居定員 登録29名 通い18名 宿泊8名
- (11) 併設事業所  
認知症対応型共同生活介護事業  
介護予防認知症対応型共同生活介護事業  
利用定員 9名

### 3. 主な設備等の概要

#### (1) 事業所内設備等の概要

「通い」サービスでは、居間及び食堂と台所の機能と地域交流ホール機能をフルに活用し自立支援に向けたサービスを提供します。又必要に応じての「宿泊」では今迄のご自宅での暮らしに近い完全個室の居住環境で、利用者様一人ひとりの個性・生活リズムに寄り添うと共に、「訪問」を柔軟に組み合わせながらご自宅での生活が継続出来るように設備を整えております。

事業所内の設備	室数等	備 考
居間及び食堂	1室	語らいや調理等日中活動の中心空間となります
台 所	1箇所	
宿 泊 室	8室	ベッド・ナースコール・エアコン タンス（小）・洗面台等完備
浴 室	2箇所	ユニットバス1箇所とチェア インバス1箇所を整備、併設事業所と共用します
ト イ レ	2箇所	車いす対応を兼ねています

事業所外の設備	室数等	備 考
事 務 室	1室	併設事業所との共用とします
相 談 室	1室	
会 議 室	1室	
認知症対応型 共同生活介護	1ユニット	認知症対応型共同生活介護事業所を併設事業所として一体的に運用します
地域交流ホール	1室	

※ 上記は厚生労働省が定める基準により、小規模多機能型居宅介護事業に必ず設置が義務付けられている設備内容です。

この設備内容の利用に当たって、利用者様に特別にご負担していただく費用はございません。

#### ◇宿泊室に関する特記事項

- ☆ 宿泊室（個室）にはベット・ナースコール・エアコン・ロッカー等を完備しております。
- ☆ 利用者様の必要物品に関しては、利用者様及びご家族でご用意していただきます。
- ☆ 宿泊室以外の事業所内設備（トイレ・台所・居間及び食堂等）に関しては、いつでもご利用出来ます。居間及び食堂や地域交流ホールには床暖房や薪ストーブを設置し、寒い冬にも快適に過ごしていただくことが出来ます。

#### (2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく設備内容

宿泊費	5- (3) —② 参照 (8 ページ)
-----	----------------------

※ 上記は介護保険の対象とならないため、ご利用の際は、利用者様に別途利用料金をご負担いただきます。

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者様に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

[主な職員の配置状況]

職 種	配置職員（常勤換算）	厚生労働省配置基準
管理者	1名（常勤兼務）	1名以上
介護支援専門員	1名（常勤兼務）	1名以上
介護従業者	通いの利用者3名に対して常勤換算1以上 訪問介護サービスを担当する常勤職員2名以上	通いの利用者 3名に対して常勤換算1以上 訪問介護サービスを担当する常勤職員2名以上
その他の職員	必要数	

[主な職員の勤務体制]

職種	勤務体制
管理者	日勤(8:00～17:00)
介護職員	日勤(8:30～17:30)
看護職員	日勤(9:00～18:00) 訪問:必要時
介護支援専門員	夜勤①(22:00～翌日7:00) 夜勤②(16:00～翌日9:00)

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者様に対して以下のサービスを提供いたします。

### (1) サービスの概要

#### [介 護]

通い中心のサービスに宿泊や訪問を柔軟に組み合わせると共に、地域住民との積極的交流をとおして、利用者様が相互に社会的関係を築き、地域に溶け込みながら、住み慣れた地域や居宅での継続した生活が出来るよう、利用者様の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって支援します。

- 一、利用者様の日常生活における家事を、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
- 二、身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供
- 三、排泄の自立についての必要な支援
- 四、おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 五、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援
- 六、地域社会とつながりながら当たり前の暮らしを続けられるよう、近所づきあいや地元の活動、地域住民との交流等での関わりを支援。

#### ※緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応（短期利用居宅介護）

宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急止むを得ない場合など一定の条件下※において、登録者以外の短期利用が可能となります。

- ※
- ① 登録者の数が登録定員未満であること。
  - ② 利用者様の状態や利用者の家族等の事情により、利用者様を担当する居宅介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が当該小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
  - ③ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等止むを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。
  - ④ 小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。
  - ⑤ 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

以上の要件を満たすと短期利用居宅介護が利用出来ます。

#### [食事・食材料の提供]

利用者様の食事その他の家事は、原則として利用者様及び介護従業者が共同で行うよう努めるものとします。また、必要に応じて治療食などをバックアップ施設管理栄養士の管理のもとで提供します。

利用者様が通常のメニューの他に希望する特別な食事などについては健康に充分配慮すると共に、家族の同意を得たうえで提供します。

食事の提供に当たっては別途料金をご負担いただきます。

<b>食 材 料 費</b>	5－(3)－① 参照 (8 ページ)
----------------	--------------------

※ 上記は介護保険の対象とならないため、ご提供の際は、利用者様に別途利用料金をご負担いただきます。

**〔機能訓練の実施〕**

利用者様の心身の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の改善または維持のための訓練。

**〔健康管理〕**

常に利用者様の健康の状況に注意するとともに健康保持の為の適切な措置を講ずる。

**〔相談援助〕**

常に利用者様の心身の状態、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者様またはそのご家族に対し、適切な相談・助言と必要な援助を行う。

**〔社会生活上の便宜の提供等〕**

常に利用者様のご家族との連携を図り、交流等の機会を確保するよう努めるとともに、必要に応じて行政機関における諸手続きなどの代行事務など、日常生活におけるいろいろな便宜を供与する。

**〔その他〕**

事業所の目的、運営の方針に係る必要な援助。

**(2) 介護保険給付の対象となるサービス**

介護保険から給付されるサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示により計算した小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合にはそれに応じた割合）の額をお支払いください。尚、サービス利用料金は利用者様の要介護度に応じて異なります。

**〔サービス利用料金 『1日当り』 〕**

**小規模多機能型居宅介護サービス費（短期利用居宅介護費）**

**○介護負担割合 1割の場合**

要介護度	単位数	金 額	保険給付分 (9割)	利用者負担分 (1割=日額)
要支援1	424 単位	4,312 円	3,889 円	432 円
要支援2	531 単位	5,400 円	4,860 円	540 円
要介護1	572 単位	5,817 円	5,235 円	582 円
要介護2	640 単位	6,509 円	5,858 円	651 円

要介護3	709 単位	7,211 円	6,490 円	721 円
要介護4	777 単位	7,902 円	7,112 円	790 円
要介護5	843 単位	8,573 円	7,716 円	857 円

○介護負担割合 2割の場合

要介護度	単位数	金額	保険給付分 (8割)	利用者負担分 (2割=日額)
要支援1	424 単位	4,312 円	3,450 円	862 円
要支援2	531 単位	5,400 円	4,320 円	1,080 円
要介護1	572 単位	5,817 円	4,654 円	1,163 円
要介護2	640 単位	6,509 円	5,207 円	1,302 円
要介護3	709 単位	7,211 円	5,769 円	1,442 円
要介護4	777 単位	7,902 円	6,322 円	1,580 円
要介護5	843 単位	8,573 円	6,858 円	1,715 円

○介護負担割合 3割の場合

要介護度	単位数	金額	保険給付分 (7割)	利用者負担分 (3割=日額)
要支援1	424 単位	4,312 円	3,018 円	1,294 円
要支援2	531 単位	5,400 円	3,780 円	1,620 円
要介護1	572 単位	5,817 円	4,072 円	1,745 円
要介護2	640 単位	6,509 円	4,556 円	1,953 円
要介護3	709 単位	7,211 円	5,048 円	2,163 円
要介護4	777 単位	7,902 円	5,531 円	2,371 円
要介護5	843 単位	8,573 円	6,001 円	2,572 円

[加算について]

利用者様の要望及び状態に応じて、様々な対応をさせていただきます。但し、これらの対応に関しましては、別途費用を申し受けます。

加算名	内容	単位数
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	サービス提供体制を特に強化して基準を満たし届出を行った介護事業所に対して算定(体制状況により評価が異なる)	750 単位/1 月
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)		640 単位/1 月
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		350 単位/1 月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (～R6.5.31 まで)	介護報酬算定額の 1000 分の 102 に相当する額	
介護職員等特定処遇改善加算 介護職員処遇改善加算Ⅱ (～R6.5.31 まで)	介護報酬算定額の 1000 分の 12 に相当する額	



介護職員等ベースアップ等 支援加算 介護職員処遇改善加算 (～R6.5.31 まで)	介護報酬算定額の 1000 分の 17 に相当する額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ (R6.6.1～)	介護報酬算定額の 1000 分の 146 に相当する額

- ① 福井市は厚生労働大臣が定める特別地域に指定されています。令和 3 年度の介護報酬改定で小規模多機能型居宅介護が特別地域加算として新設されました。所定単位数に 15/100 を乗じた単位数を算出します。
- ② 要介護（支援）に応じた①の単位数に地域ごとの 1 単位（福井市では 10, 17 円）を乗じて金額を算出しています。その際の 1 円未満の端数は切り捨てます。
- ③ 上記②により算出した金額に保険率を除した割合を乗じた額が保険請求額となり、金額から保険請求額を引いた額が利用者負担分となります。

### (3) 介護保険の対象とならないサービス

以下のサービス料金は利用者様にご負担していただきます。

#### [サービスの概要と利用料金]

##### ① 食事提供に要する費用（食材料費）

当事業所の食材料費に関しては、併設事業の認知症対応型共同生活介護事業所と同様の食事提供を前提に食材の準備をいたしますので、食材料費の計算方法については 1 日単位にて計算、且つ 3 食に分けた料金を設定していますので希望される提供に応じた請求になります。

また、医師の指導や個々の心身の状況、食事摂取形態にあわせ、必要なカロリーの食事を摂取しやすいように調理し食事時間以外にも身体状況に応じて提供いたします。

食材料費	・朝食 300 円	・昼食 600 円	・夕食 600 円
------	-----------	-----------	-----------

##### ② 宿泊に要する費用

当事業所に宿泊される際に食事提供が必要となる場合は上記食材料費が別途必要です。

室料	・ 1 日につき 2,020 円
----	------------------

※ 室料は電気料等光熱水を含んだ費用とします。

##### ③ 特別な食事

- ・水分補給（おやつ）100 円
- ・利用者様のご希望に基づいて特別な食事を提供いたします。  
利用料金：要した費用の実費

##### ④ 行事及び希望外出

行事食、入場料、交通費等要した費用をご負担いただきます。

利用料金：要した費用の実費

⑤ その他

日常生活に必要な物品につきましては利用者様の全額負担となりますのでご了承ください。

※ 経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。その場合、1ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(2)(3)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので20日まで下記の方法でお支払いいただきます。

お支払い方法：

基本的に現金にてお支払いをお願いいたします。

(5) ご利用中の医療の提供について

小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することがあります。

〔協力医療機関〕

医療機関の名称：	貴志医院
所在地	： 福井市市波町 24-5
診療科	： 内科 診療内科 精神科

〔協力歯科医療機関〕

医療機関の名称：	ヒロ歯科クリニック
所在地	： 福井市文京 2 丁目 17-1
診療科	： 歯科

6. 契約の終了について

当事業所との契約は契約書第2条で定めていますが、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了することとなります。

〔契約書第18条参照〕 ※利用者様を「契約者」と表記しております。

- ① 契約者が希望した場合
- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と認定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ 第19条から第21条に基づき本契約が解約または解除された場合

(1) 契約者から当事業所との契約終了の申し出があった場合

契約の中途であっても、契約者様からの契約終了の申し出をすることが出来ます。その場合には希望する日の7日前までに解約届けをご提出下さい。短期利用居宅介護ご利用の場合は、担当居宅介護支援専門員にご相談ください。

(2) 当事業所から契約終了の申し出があった場合

以下の事項に該当する場合には当事業との契約を終了させて頂くことがあります。

[契約書第21条参照] ※利用者様を「契約者」と表記しております。

- ① 契約者が契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、第9条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意または重大な過失により事業者または小規模多機能型居宅介護サービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して1か月以上病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ 契約者が他の介護保険施設に入所した場合

## 7. 災害時の対策について

災害時の対応	別に定める「グループホーム美山」消防計画に基づき対応を行います。
--------	----------------------------------

近隣との協力	近隣の「福井市東消防署美山分署」「美山総合支所」と連携且つ地域住民との非常時の相互協力体制を整えていきます。
平常時の訓練	別に定める「グループホーム美山」消防計画に基づき年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練及び消火器操作訓練を実施します。又防災訓練は地域訓練に参加していきま
防災設備	スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動火災報知器、非常通報装置等の防災設備は年2回点検整備していきま
消防計画等	福井東消防署への届出日 令和2年4月1日 防火管理者 錦織 郁裕

## 8. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

◎苦情解決責任者 …藤原 行順 (管理者)

◎窓口担当者 …大橋 恵

◆受付時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00

◎第三者委員 豊島雅恵 (前足羽福社会監事)

永井裕子 (福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科助教授)

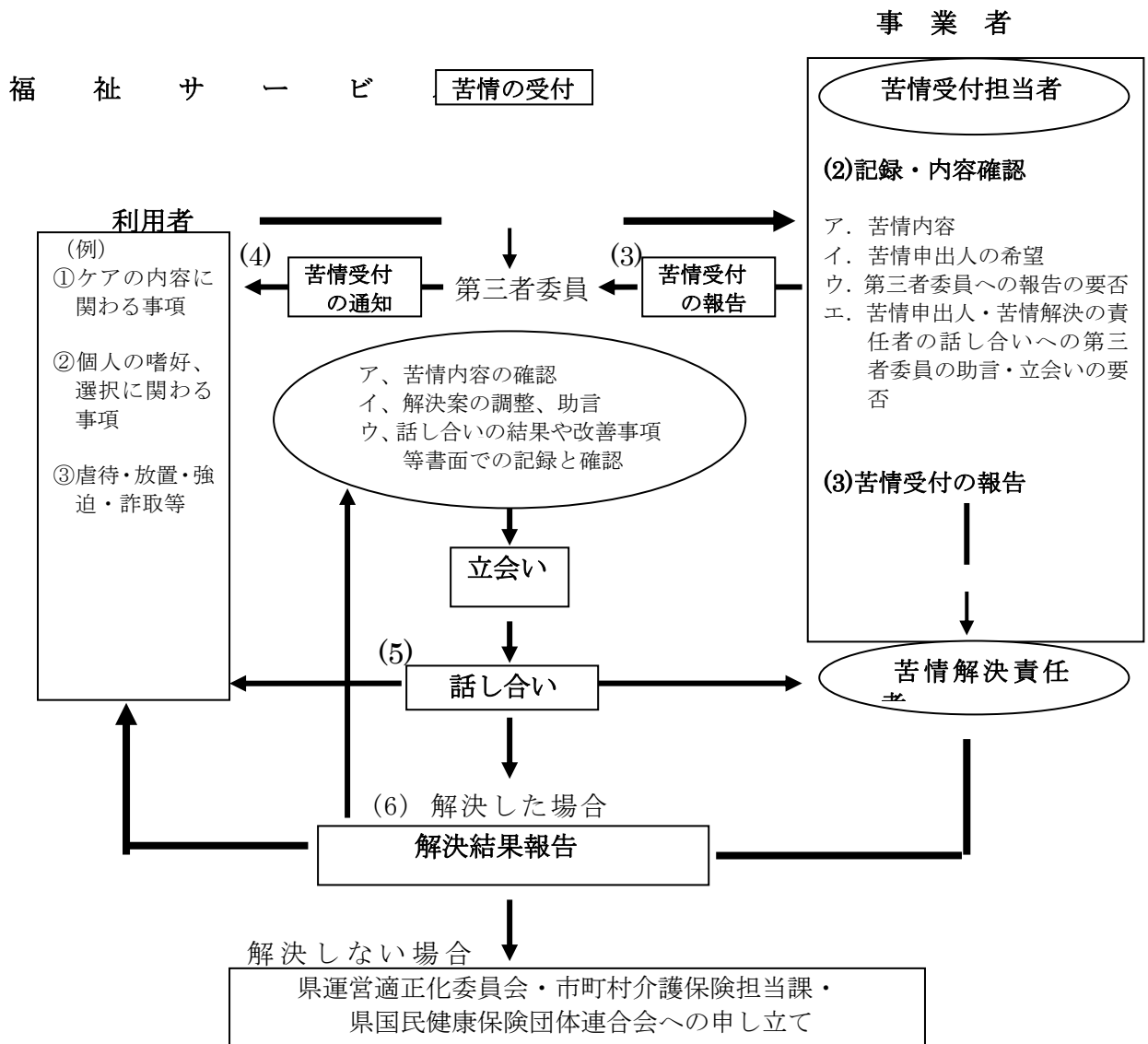
また、投書箱を玄関に設置してあります。

※ 行政機関、その他受付機関での受け付け

苦情やご相談は以下の窓口でも受けることができます。

福井市役所 介護保険担当課	所在地 : 福井市 大手3丁目10-1 電話 : [0776] 20-5715
国民健康保険 団体連合会	所在地 : 福井市開発4丁目2 福井県自治会館4階 電話 : 介護保険専用 [0776] 57-1614
福井県 社会福祉協議会	所在地 : 福井市光陽2丁目3-22 電話 : [0776] 24-2339

## 苦 情 解 決 の 仕 組 み



※ 苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行いその内容を記録します。又、市町及び国民健康保険団体連合会からの指導・助言に基づき、行った改善について求めに応じて内容の報告を行います。

### 9. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに福井市介護保険担当課及び当該利用者様のご家族へ連絡を行うと共に必要な措置を講じ、事故に際して取った処置を記録します。又、賠償すべき事故が、発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。合わせて、事故が発生した際は、その原因を解明し、再発生

を防ぎます。

また日頃より事故の予防も兼ね、マニュアルの作成やサービスの質の向上を図り、施設内外での研修の機会を設けるなどの対策を行ないます。

## 10. 感染症対策について

感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のために、現状確認及び予防を含む対応策を月に1回以上検討し、マニュアル化や研修を開催し職員に周知徹底すると共に、日頃より必要事項については来所された方全てに協力をお願いし予防します。

## 11. 記録の保存について

小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にかかる記録は、5年間保存します。

- (1) 介護支援計画
- (2) 具体的なサービス内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び期間、その際の入居者の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
- (4) 市町への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

## 12. 運営推進会議の開催

利用者様及びそのご家族と市町職員並びに地域住民の代表者に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図る為に、運営推進会議を設置し、2か月に1回以上の開催を行います。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、別に定めるサービス内容説明書並びに、本書面に基づき重要事項に関する説明を \_\_\_\_\_ において行いました。

社会福祉法人 足羽福祉会  
小規模多機能型居宅介護事業所美山

説明者職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、事業者から小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス内容説明書並びに、本書面に基づき重要事項に関する説明を上記の場所にて受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に同意しました。

契約者住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

契約者代理人住所

---

---

氏名

---

---

⑩